



所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方を受ける場合の確定申告書の書き方(例) その2

手順6 ▶ 住民税、▶ 事業税に関する事項を記入する

所得税等の確定申告書を提出した方は、その確定申告書等が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、次の事項については、所得税等と住民税や事業税とは取扱いが異なるため、「住民税・事業税に関する事項」欄に該当事項を記入します。

住民税や事業税の税額は、所得税等の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。

なお、所得税等の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税の申告書を提出する必要があります。

詳しくは、お住まいの都道府県や市区町村にお尋ねください。

**第二表**

令和05年分の所得税等の確定申告書

住所：〇〇市△△町××××

氏名：国税 太郎

所得の内訳

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与	1,234,567	123,456	1,111,111
配当	80,000	0	80,000
雑所得	780,100	0	780,100
一時所得	2,500,000	1,640,000	860,000

支払総額：300,000円

記載総額：315,000円

住民税・事業税に関する事項

市区町村	住民税	事業税
〇〇市	120,000	70,000
△△町	110,000	15,000

確定申告書には、配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。（注）

寄附金税額控除

④都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税等）や、⑥あなたの令和6年1月1日現在における住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金、③あなたの令和6年1月1日現在における住所地の都道府県が条例で指定した寄附金、⑤あなたの令和6年1月1日現在における住所地の市区町村が条例で指定した寄附金について、それぞれの合計寄附金額を記入します。

- ふるさと納税について、申告特例（ワンストップ特例）を申請している場合でも、確定申告を行うとその申請が無効となります。確定申告を行う場合には、特例申請をした分も含めて寄附金の金額を記入してください。また、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、寄附日においてふるさと納税に係る総務大臣の指定を受けていない地方公共団体に対するものは特例控除の対象となりませんので、「共同募金、日赤その他の寄附」欄へ記入してください。
- 災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものと、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」欄に記入してください。例えば、災害義援金として日本赤十字社に寄附した金額を、「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」欄に記入せず、誤って「共同募金、日赤その他の寄附」欄に記入した場合には、寄附金税額控除の金額が正しく計算されませんので、ご注意ください。
- ③・⑤について、都道府県・市区町村の両方が指定した寄附金がある場合は、両方の欄に記入してください。また、どの団体が条例で指定されているかについては、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- 認定NPO法人等以外のNPO法人等に対する寄附金のうち、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定したものは所得税の寄附金控除の対象にはなりませんが、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。この場合、別途、市区町村への申告が必要です。

記載例

以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

① ●●県（ふるさと納税）	80,000円
② □□市（ふるさと納税）	40,000円
③ 住所地の日本赤十字社支部	90,000円
④ 住所地の都道府県共同募金会（社会福祉法人）	20,000円
⑤ 社会福祉法人▲▲（住所地の都道府県が条例で指定）	55,000円
⑥ 認定NPO法人△△（住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定）	15,000円

※ ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附（特例控除対象以外）については、①ではなく②に記入します。  
※ ⑥の寄附金の額が「都道府県」及び「市区町村」の両方の欄に含まれることから、①から⑥の合計額と③から⑥の合計額は同じになりません。

第二表

都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
120,000円	110,000円	70,000円	15,000円
A	B	C	D

実際の支払額と記載額が異なりますので、注意してください！

(注) 年末調整を受けた給与を有する方で、配偶者（特別）控除、扶養控除や障害者控除の額に異動がない場合は、第二表のこれらの控除の該当者に係る氏名・マイナンバー（個人番号）・続柄及び生年月日の記入を省略できます。

※ 「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄で、所得の種類が数多くあるときなど書ききれないときは、「所得の内訳書」を利用してください。  
このほか第二表の各欄で書ききれないときは、欄を分割するなどして記入してください。